

## 号外 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

町内4地区  
防集事業 買取り期間が30年度末で終了します

町内4地区（山田、織笠、船越、小谷鳥）で実施されている防災集団移転促進事業による土地の買取り期限は平成30年度末（平成31年3月31日）となっております。

平成31年4月以降は買取することができなくなりますので、町に売却することを考えている方は、お早めに町建設課用地係までお申し出ください。

※町が公共事業等で必要になった場合は、改めて買取りのお願いをすることがあります。

## ◆お早目の手続きを

土地売買契約からお支払いまでは早くても2か月、抵当権の解除や相続の手続きがある場合は半年以上かかることもあります。買取期限ぎりぎりでは手続きが間に合わず、買取りができないこともありますので、お早目の手続きをお願いします。

## ●土地売却の前に必要なこと

売却を希望されている土地が次のような場合には、すぐには買取できません。

事前に手続き等を行っていただく必要がありますので、手続き方法が分からない場合は下記までお問い合わせください。

## ▽事前に手続き等が必要となる土地

- ・土地に抵当権、地上権など、  
所有権以外の権利が設定されている  
⇒ **解除が必要です**
- ・土地名義が亡くなられた方のままである  
⇒ **相続登記が必要です**
- ・現在、その土地を誰かに貸している  
⇒ **貸し付けを終了してください**
- ・その土地に物置や漁具等を置いている  
⇒ **事前に撤去してください**

## ●契約手続きに必要なもの

土地売買契約の際には、以下のものを持参し、町建設課用地係までお越しください。

## ・土地買い取り価格の通知書

（町からお送りしたもの）

## ・実印

## ・印鑑登録証明書

## ・振込先の通帳

（土地所有者名義のもの）

## ・り災証明書

（お手元にはない場合は不要です）

・お手続きに来られた方の**身分証明書**

（運転免許証や保険証など）

※このほかに**住民票の写し**や**戸籍の附票**が必要になる場合があります。

## 【問い合わせ先】

土地の買取りについて不明な点がある場合下記までご連絡ください。

町建設課 用地係 ☎ 0193-82-3111 内線（244、248）